

2006年6月12日

## 「税制改正の要望」に関する追加提言

日本取締役協会 資本市場を正しく使う委員会  
委員長 金子 昌資

はじめに

日本取締役協会の資本市場を正しく使う委員会では、2005年2月に「経営者報酬の指針」を公表し、経営者報酬のあり方についてのガイドラインの提示と法律・税制改正についての要望をおこなった。

また、2005年12月には、上記指針のフォローアップとして、役員賞与およびストックオプションを法人税において損金算入を可能とするように要望した。

しかし、改正された法人税法、細則は、添付資料に示すように、要求される仕組みや開示条件等が詳細になりすぎていると解する。中長期的にはこのようなルールに基づいて業務執行役員報酬が各企業で運用されることがコーポレートガバナンス上望ましいと考えられるものの、現状、初期段階においては、実務上まったくもって使い難く、企業が有効に活用できうよう、ここにその再修正を要望する。

## 税制改正の再修正の要望

- ①グループ経営、連結経営重視という潮流と平仄を合わせた形で、上場企業の持株会社傘下の子会社、および上場企業の連結子会社も、報酬(諮問)委員会を設置している場合に限り、対象とされる法整備を要望する。
- ②全役員に同一の算式をあてはめることは実務上困難であり、各役員のミッションはそれぞれで異なることを鑑みて、同一の報酬の方針(報酬についての基本的な考え方や仕組み等)に基づいて算定されていけば良いとする法整備を要望する。
- ③定性的評価指標等は、報酬委員会の承認と報酬の方針への考え方の記載で客観性を担保することで認める法整備を要望する。
- ④役位別の額の開示までは求めず、報酬の方針を開示し、これに基づいて上限確定額の範囲内で算定することを示せば良いとする法整備を要望する。
- ②③④に関連して、業績連動型報酬の算定方法、指標、開示に関し、総額としての原資に対する要件の設定で足りるとする法整備を要望する。
- ⑤現段階では、監査役設置会社における報酬諮問委員会では、非業務執行役員が過半数を超えていけばよしとし、委員会設置会社における報酬委員会では、社外の委員が過半数を超えていけばよしとする法整備を要望する。

上記の要望については、早期に再修正が行われ、法人税法改正の主旨に基づき、本年度から適用されることを望むものである。

以 上